

年金における遅延損害金請求事案について

第9回 社会保障審議会 生活保護基準部会
最高裁判決への対応に関する専門委員会
令和7年11月17日

参考資料1

障害基礎年金（遅延損害金）支給請求事件

（令和7年最高裁決定（上告棄却）

控訴審

令和6年高裁判決

第一審

令和6年地裁判決）

※日付については情報保護の観点から、架空の日付を記載しています。

<事案の概要>

- 原告は、平成29年4月10日、厚生労働大臣に対し、平成15年11月10日を初診とする傷病により障害の状態にあったとして、国民年金法（昭和34年法律第141号）（以下「国年法」という。）の障害基礎年金に係る本件裁定請求をした。
- 厚生労働大臣は、平成29年6月22日、当該裁定請求について、障害認定日（平成17年5月10日）における障害の程度は、障害等級2級に該当しないとして不支給処分とした上で、本件裁定請求日における障害の程度は、障害等級2級に該当するとして、受給権取得月を平成29年4月とする障害等級2級の障害基礎年金の裁定をした。
- 厚生労働大臣は、平成30年8月9日、上記処分を変更し、受給権取得月を平成17年5月とする障害等級2級の障害基礎年金の受給権を認める旨の裁定をする一方、本件当該裁定により原告が受給権を取得した本件障害基礎年金（以下「本件障害基礎年金」という。）のうち平成24年1月分以前の部分は、時効消滅により支払の対象にはならないとし、平成30年9月14日（以下「本件支給日」という。）、平成24年2月分から平成29年1月分に係る各月の年金（以下「本件支給部分」という。）を支給した。
- 本件は、原告が、本件支給部分につき、遅延損害金が発生しているとして、被告に対し、国年法18条3項所定の各支払期月の末日の翌日から本件支給日まで年5分の割合による確定遅延損害金の支払を求めた。

<判旨>

- 国年法16条は、給付を受ける権利は、受給権者の請求に基づき厚生労働大臣が裁定するものとしているが、これは、画一公平な処理により無用の紛争を防止し、給付の法的確実性を担保するため、その権利の発生要件の存否や金額等につき同大臣が公権的に確認するのが相当であるとの見地から、基本権たる受給権について、同大臣による裁定を受けて初めて年金の支給が可能となる旨を明らかにしたものである。そうすると、原告は、同大臣の裁定を受けるまでは、本件障害基礎年金の支分権を確定的に取得したということとはできないところ、原告は、平成30年8月9日に本件障害基礎年金の裁定を受けたのであるから、同裁定前に本件障害基礎年金の支分権が履行遅滞となる余地はないというべきである。
- これに対し、原告は、一つの年金の支分権に関する裁定前の時の経過、進行という共通事項につき、消滅時効については支払期を、遅延損害金については裁定時を起算点とすることは自己矛盾であり、恣意的運用は許されない旨主張する。しかしながら、上記のとおり、裁定前の年金の支分権は、裁定を受けて初めて支給が可能となるものであり、政府は、裁定がされない限り具体的な金銭の給付をする義務を負わないのであるから、各支払期を徒過したというだけでは、政府の支給義務が遅滞に陥っているということとはできず、債務不履行による遅延損害金の発生を認めることはできない。
- これに対し、裁定前の年金の支分権の消滅時効は、国年法18条3項所定の各支払期が到来した時からそれぞれ進行するものと解されるが、遅延損害金は、義務の履行が遅滞した結果として生じた損害の填補であるのに対し、消滅時効は、権利の不行使という事実状態について法的効果が付与される結果としての権利の消滅をいうのであって、両者はそれぞれ異なる制度であり、その趣旨も異なるから、その起算点について統一的に解する必然性は無い。

年金における遅延損害金請求事案について（続き）

障害基礎年金（遅延損害金）支給請求事件

（令和 7 年最高裁決定（上告棄却） 控訴審 令和 6 年高裁判決 第一審 令和 6 年地裁判決）

- ・ 受給権者は、裁定の前においても、裁定の請求をすることにより、法の定めるところに従った内容の裁定を受けて障害基礎年金の支給を受けられるのであるから、受給権者がその権利を行使しなかったと観念することができ、消滅時効の制度を適用すべき事実状態があるのに対し、政府は、受給権者が裁定の請求をしない限り、職権で裁定をし、障害基礎年金を支給することはできないのであるから、政府が債務の履行を遅滞したと観念することはできず、遅延損害金が発生する前提を欠いており、このような相違をみても、裁定前の支分権の消滅時効の起算時と、支分権が履行遅滞に陥る時期が異なることに何ら矛盾があるとはいえない。したがって、原告の上記主張は採用することができない。
- ・ 以上によれば、裁定前の本件障害基礎年金の支分権が履行遅滞となることはない。また、裁定後も、支給までには裁定内容の通知並びに年金証書の作成及び交付、その他の事務処理を要することから、これに要する合理的な期間内においては履行遅滞とならないと解されるところ、本件支給部分は上記合理的な期間内に支給されたものと認められるから、本件支給日以前に履行を遅滞したとはいえない。したがって、本件支給部分について遅延損害金は発生しない。